

議案第 6 号

淡路市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

淡路市職員の給与の特例に関する条例（平成 1 9 年淡路市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

淡路市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(地域手当に関する特例)</p> <p>第2条 給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に支給する地域手当は、給与条例附則第11項及び第12項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>までの間は、支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(地域手当に関する特例)</p> <p>第2条 給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に支給する地域手当は、給与条例附則第11項及び第12項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間は、支給しない。</p> <p>2・3 (略)</p>